# 東京都消費生活対策審議会答申に係る対応について

東京都消費生活対策審議会から受けた答申について、都では以下のような対応を進めています。

「東京都における今後の消費生活行政の展開について」(平成26年12月答申)

# 1 消費者被害救済の充実

集団的消費者被害回復訴訟制度の主体である特定適格消費者団体との連携等のあり方

○ 特定適格消費者団体が、被害回復関係業務を円滑に遂行できるよう、訴訟費用の貸付けや相談情報の提供等、総合的な支援を開始(平成 29 年度から)

「消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について」 (平成27年12月答申)

### 1 見守りネットワークの強化

- 消費者安全確保地域協議会の設置に向けて取り組む意向がある区市町村に対し、消費者行政活性化基金を活用し財政支援を実施
- 見守り関係者向けに、悪質商法等の手口に係る知識や、消費生活センターにつなぐ ことについての知識を習得することができる出前講座を実施(年間 300 回)
- 区市町村が実施する見守り関係者と消費生活センターとの連絡手段の明確化及び共 有等を高齢者見守り推進モデル事業として支援(平成 29 年度から)

#### 2 見守りネットワークの自己評価等を通じた取組の推進

○ 区市町村自らが見守りネットワークの現状と課題を把握するため、見守り関係者から消費生活センターへの連絡・相談の対応状況や消費生活センターと高齢者福祉部門との情報交換の実施状況等の把握のための自己評価チェックシートを作成・提供し、評価結果を集約・フィードバック

## 3 消費生活部門と福祉部門の連携強化に向けた働きかけ

○ 都の消費生活部門、福祉部門の両部門から区市町村の両部門に対し、研修カリキュラムにお互いの部門の取組を組み込む等の働きかけを実施

### 4 高齢者本人に対する直接的な取組による消費者被害の未然防止

○ 各家庭を訪問して配送等の業務を行う事業者と連携し、悪質商法の新たな手口や消費生活センターの役割等の情報を、高齢者本人やその身近な人に提供する「悪質商法注意喚起プロジェクト」を実施